

## 1. 概要

この特約は、保険金等の受取人である被保険者が、保険金等を請求できない下記の特別な事情があるときに、保険金等の受取人に代わり、あらかじめ指定された指定代理請求人（1名）が請求を行うことができる特約です。

保険金等を請求できない「特別な事情」とは、以下のような場合です。

- ①高度障害状態で寝たきりとなり、請求の意思表示ができない場合
- ②心神喪失の状態となり、請求の意思表示ができない場合
- ③がん等の傷病名の告知を受けていない場合
- ④余命6か月以内との告知を受けていない場合
- ⑤両手に障害があり、請求書を書けない場合
- ⑥認知症のため、請求できない場合

- ◆ 保険金等の受取人が法人の場合にはこの特約は付加できません。
- ◆ この特約のみの解約はできません。

## 2. 保険金・給付金等の種類

- (1) 被保険者と受取人が同一人である保険金、給付金、年金および祝金
- (2) 保険契約者と被保険者が同一人である場合の保険料払込の免除
- (3) 保険契約者と被保険者が同一人である場合の契約者配当金

## 3. 指定代理請求人の範囲

保険契約者が、被保険者の同意を得て、次の範囲内であらかじめ指定された方。ただし、請求時においてもその方が次の(1)または(2)の範囲内の方であることを要します。

また、(1)または(2)の範囲内で指定代理請求人の変更が可能です。

(1) 次の範囲内の方

- ① 被保険者の戸籍上の配偶者
- ② 被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- ③ 被保険者の直系血族
- ④ 被保険者の兄弟姉妹（兄弟姉妹がいなくば甥姪、伯父伯母、叔父叔母）

(2) 次の範囲内の方。ただし、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な理由があると会社が認めた方に限ります。

- ① 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている前(1)②以外の方
- ② 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行なっている方
- ③ その他前①および②に掲げる方と同等の特別な事情がある方として会社が認めた方

(3) 上記(1)および(2)の指定代理請求人が指定されていない場合（指定代理請求人が死亡しているときもしくは請求時に(1)または(2)の範囲のいずれにも該当しないときを含みます。）、または指定代理請求人が代理請求をすることができない特別な事情がある場合は、次の方を代理請求人とします。

- ① 主契約の死亡保険金受取人、遺族年金受取人または死亡給付金受取人（ただし、請求時に被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている方に限ります。）
- ② 前①に該当する方がいない場合または前①に該当する方が代理請求をすることができない特別な事情がある場合は、請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
- ③ 前①もしくは②に該当する方がいない場合または前①もしくは②に該当する方が代理請求をすることができない特別な事情がある場合は、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

以上